|  |
| --- |
| 令和４年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（生活介護）* |
| 事業所名 | 　 | 運営法人名 | 　 |
| 事業所所在地 | 　 | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| サービス提供種別 | □　生活介護　　　　□　共生型生活介護　　　　（☑を記入してください） |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、実地指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、実地指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（生活介護）」を、実地指導実施日の１４日前までに２部提出してください。 |
|  |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

目　次

　　第１　　　人員に関する基準

第２　　　設備に関する基準

第３　　　運営に関する基準

第４　　　変更の届出等

第５　　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第75号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

| 第１　人員に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の数（１）医師［関係書類］・運営規程・資格証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | 　事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。　　※嘱託医の配置可。　　※看護師等による利用者の健康状態の把握が実施できる場合は、配置しないことも可。 | 適　・　否  | サービス基準省令第78条サービス基準条例第80条（特例）サービス基準省令第215条サービス基準条例第202条 |
| （２）看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員［関係書類］・運営規程・資格証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　看護職員（保健師又は看護師若しくは準看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、（ⅰ）及び（ⅱ）の合計数以上になっているか。　　（ⅰ）アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数。　　　上記の結果、どれに該当するか。（ア～ウのいずれかに○）　　　ア　障害支援区分が４未満　　　　　　利用者の数を６で除した数以上　　　イ　障害支援区分が４以上５未満　　　利用者の数を５で除した数以上　　　ウ　障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除した数以上　　　《平均障害支援区分の算出》　　　　{（２×区分２の利用者の数）＋（３×区分３に該当する利用者の数）＋（４×区分４に該当する利用者の数）＋（５×区分５に該当する利用者の数）＋（６×区分６に該当する利用者の数）}／総利用者数　　　　※特定旧法受給者、経過措置対象者、区分３（５０歳以上は２）以下の者、生活介護以外のサービス利用者は除外して計算。小数点第２位以下を四捨五入　　　(ⅱ)生活介護を利用する経過措置対象者、これ以外の施設入所者で、区分３（５０歳以上は区分２）以下の者の数を10で除した数２　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。３　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。　　ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。４　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上かつ１人以上は常勤となっているか。（従業者の員数等に関する特例）　※利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としなければならない。 | １．　適　・　否○必要な員数（ⅰ）の結果（　　　　　　人）（ⅱ）の結果（　　　　　　人）（ⅰ）＋（ⅱ）＝（　　　　　　　人）２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 |  |
| （３）サービス管理責任者［関係書類］・運営規程・資格証・研修修了証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　利用者の数が60以下　　１以上イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２　１人以上は常勤となっているか。　　（サービス管理責任者の員数の特例）　※多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上　　□　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２．サービス管理責任者の人数（　　　　　　人）うち常勤者数　　　　　　（　　　　　　人）□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上□　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 |  |
| ２　利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） |  |
| ３　職務の専従 | 　指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない | 適　・　否 |  |
| ４　管理者［関係書類］・運営規程・勤務表・出勤簿・給与台帳 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 適　・　否 | サービス基準省令第80条（第51条準用）サービス基準条例第82条（第52条準用） |
| ５　従たる事業所を設置する場合の特例 | 　主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第79条サービス基準条例第81条 |

| 第２　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備［関係書類］・平面図 | １　訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。　（相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。） ２　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。　　　（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | １．　適　・　否　２．　適　・　否 | サービス基準省令第81条サービス基準条例第83条 |
|  (１) 訓練・作業室 | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。（就労継続支援Ａ型・Ｂ型の提供にあたっては、支障がない場合は設けないことができる。） | １．　適　・　否２．　適　・　否 |
|  (２) 相談室 | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 適　・　否 |
| （３）洗面所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 適　・　否 |
| （４）便所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 適　・　否 |
| （経過措置）　多目的室の経過措置　 | 　平成18年10月1日（以下、「基準日」という。）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合の施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | サービス基準省令附則第22条サービス基準条例附則第９条 |

| 第３　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書・運営規程 | １　支給決定障害者等が障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２　社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規定の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 障害福祉サービスの種類　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間　　□ 利用定員　　□ 内容及び利用料その他の費用の額　□ 通常の事業実施地域　□ サービス利用の留意事項　　□ 緊急時の対応　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障がいの種類　　□ 虐待防止の措置　　　　　　　　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況　　２．①　適　・　否　・　該当なし②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付②記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 事業所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第93条（第9条準用）サービス基準条例第95条（第10条準用） |
| ２　契約支給量の報告等［関係書類］・受給者証・市町村への報告書 | １　事業所は、サービスを提供するときは、当該サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。３　サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 　４　受給者証記載事項に変更があった場合に、上記に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第10条準用）サービス基準条例第95条（第11条準用） |
| ３　提供拒否の禁　　止 | 正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | サービス基準省令第93条（第11条準用）サービス基準条例第95条（第12条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力 | 　サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否　 | サービス基準省令第93条（第12条準用）サービス基準条例第95条（第13条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な当該障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第13条準用）サービス基準条例第95条（第14条準用） |
| ６　受給資格の確　　認［関係書類］・受給者証 | 　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。また、受給者証情報を正しくデータ登録しているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第14条準用）サービス基準条例第15条 |
| ７　介護給付費・訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | １　当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　２　当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第15条準用）サービス基準条例第95条（第16条準用） |
| ８　心身の状況等の把握［関係書類］・個別支援計画・個人別記録 | 　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第93条（第16条準用）サービス基準条例第95条（第17条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携 | １　サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第17条準用）サービス基準条例第95条（第18条準用） |
| 10　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供実績記録等・個人別記録 | １　サービスを提供した際は、当該サービスの種類ごとに、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。※記録の時期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者及び事業者が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。２　上記による記録に際しては、提供した障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障がい者から当該サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし記録すべき内容　□ サービス提供日　□ サービスの具体的内容　□ 実施時間数□ 利用者負担額□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第19条準用）サービス基準条例第95条（第20条準用） |
| 11　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書の控・同意書 | １　サービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。また、（１３）の１から３までに掲げる他、曖昧な名目による不適切な徴収を行っていないか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、(１２)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．　適　・　否徴収する費用(・ )(・ )(・ )　２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第20条準用）サービス基準条例第95条（第21条準用） |
| 12 利用者負担額等の受領［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書の控 | １　サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。２　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。３　１及び２の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。ア　食事の提供に要する費用　　　　　（次の（ア）又は（イ）に定めるところによる。以下同じ。）（ア）食材料費及び調理等に係る費用に相当する額（イ）事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）　　　　　　　　第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額イ　創作的活動にかかる材料費ウ　日用品費エ　アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお　　　　　　いても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適　　　　　　当と認められるもの※アについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。※エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。４　１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第82条サービス基準条例第84条 |
| 13　利用者負担額に係る管理［関係書類］・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | １　支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。　１－２　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし１－２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第22条準用）サービス基準条例第95条（第23条準用） |
| 14　介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等［関係書類］・領収書の控・サービス提供証明書 | １　法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。　２　法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。　 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第93条（第23条準用）サービス基準条例第95条（第24条準用） |
| 15　障害福祉サービスの取扱方針［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・評価に関する記録 | １　事業者は、指定障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。２　従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び目標等も含む。３　事業所は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第57条準用）サービス基準条例第95条（第59条準用） |
| 16　個別支援計画の作成等［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・個別支援計画の原案・担当者会議録・アセスメントの記録・モニタリングの記録 | １　管理者は、サービス管理責任者に当該障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。２　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。５　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。※個別支援計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。６　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。７　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。８　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立訓練、就労移行支援は３月に1回）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　ア　定期的に利用者に面接すること。　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。10　個別支援計画に変更のあった場合、２から７に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．個別支援計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期　□　当該サービスを提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）５．会議の参加者　□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当職業指導員、生活指導員　□　市町村職員　□　相談支援専門員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）６．説明・同意状況　□　全員説明、同意済み　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　□　未説明、同意７．①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付　②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 資料郵送のみ　　□ その他（ 　　　　　　　　）８．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回９．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回10．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第58条準用）サービス基準条例第95条（第60条準用） |
| 17　サービス管理責任者の責務［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・職員会議録 | 　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。１　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。２　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。３　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第59条準用）サービス基準条例第95条（第61条準用） |
| 18　相談及び援助［関係書類］・個人別記録・個別支援計画 | 　指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | サービス基準省令第93条（第60条準用）サービス基準条例第95条（第62条準用） |
| 19　介護［関係書類］・個人別記録・個別支援計画 | １　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。２　指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。３　指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。４　指定生活介護事業者は、①から③に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。５　指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。６　指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし　４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第83条サービス基準条例第85条 |
| 20　生産活動［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・作業日誌 | １　生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。２　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。３　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。４　生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務がある。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第84条サービス基準条例第86条 |
| 21　工賃の支払［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・工賃規程・工賃台帳・利用者等への通知の控え | 　生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第85条サービス基準条例第87条 |
| 22　職場への定着のための支援の実施［関係書類］・個人別記録・個別支援計画 | １　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新に雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障がい者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。２　当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。　　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。２　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第85条の２サービス基準条例第87条の２ |
| 23　食事［関係書類］・重要事項説明書・同意書・献立表・嗜好調査結果・残食調査結果・給食日記・検食記録・保存食 | １　あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。２　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行う。ア　利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。ウ　適切な衛生管理がなされていること。３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。４　事業者は、食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | （事業所の状況を記入）○食事の提供を受けている利用者数 人○外部委託の有無：　有　・　無○嗜好調査：年　　　　　回実施 記録：　有　・　無○残食調査：年　　　　　回実施　　記録：　有　・　無　○保存食の保存状況  保存時間　　　　時間  記録：　有　・　無　 保存温度 　　　　度保存食品等： 調理済み食品　・　原材料○食事提供者の検便の実施状況：　　　　　　　　　　　　　　○食器類の保管状況：　　　　　　　　　　　　　　　　　  | サービス基準省令第86条サービス基準条例第88条 |
| 24　健康管理［関係書類］・健康管理記録 | 　指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  | 適　・　否 | サービス基準省令第87条サービス基準条例第89条 |
| 25　緊急時の対応［関係書類］・運営規程・緊急時対応マニュアル・緊急連絡網 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第28条準用）サービス基準条例第95条（第29条準用） |
| 26　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］・市町村への通知書 | 　指定障害福祉サービス事業者は、当該サービスを受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　(1)正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。　　　(2)偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・該当なし | サービス基準省令第88条サービス基準条例第90条  |
| 27　管理者の責務 | １　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否２．指揮命令の伝達方法　□　朝礼　□　定例会議　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第66条準用）サービス基準条例第95条（第68条準用） |
| 28　運営規程［関係書類］・運営規程 | 　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。１　事業の目的及び運営の方針　２　従業者の職種、員数及び職務の内容　３　営業日及び営業時間　４　利用定員　５　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　６　通常の事業の実施地域　７　サービスの利用に当たっての留意事項　８　緊急時等における対応方法　９　非常災害対策　10　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類　11　虐待の防止のための措置に関する事項　12　その他運営に関する重要事項　　　　　　※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、県に変更届の提出が必要。 | 重要事項の記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　営業日及び営業時間　□　利用定員　□　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　通常の事業の実施地域　□　サービスの利用に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第89条サービス基準条例第91条 |
| 29　勤務体制の確保等［関係書類］・勤務表・雇用契約書・就業規則・出勤簿・給与台帳・研修の復命書 | １　利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。２　指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によってサービスを提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。３　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。４　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定生活介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものであり、指定生活介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための指定生活介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条の規定により読み替えられた労働政策ぼ総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。イ 事業者が講じることが望ましい取組パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １　原則として、月ごとに勤務表を作成しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否（勤務表の記載内容）□　従業者の日々の勤務時間□　常勤・非常勤□　管理者との兼務関係□　その他（　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否（第三者へ委託等を行っている場合）委託先：委託等内容：３．昨年度の従業者の参加研修（事業所内外問わず）４－１．パワーハラスメント指針作成の有無　　有　・　無４－２．事業者が講ずべき措置の内容□事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発□相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じた、適切に対応するために必要な体制の整備４－３．事業者が講じる取組みの内容□相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備□被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） | サービス基準省令第93条（第68条準用）サービス基準条例第95条（第70条準用） |
| 30　業務継続計画の策定等［関係資料］・業務継続計画の作成又は変更の状況が分かる資料・研修及び訓練の実施記録 | （令和６年３月31日までは努力義務）１　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（令和６年３月31日までは努力義務）２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。（令和６年３月31日までは努力義務）３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。４　業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。５　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携６　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。７　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １－１　業務継続計画策定の有無　　　有　・　無１－２　業務継続計画への記載内容ア　感染症に係る業務継続計画□平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）□初動対応□感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画□平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）□緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）□他施設及び地域との連携２－１　実施した研修又は訓練名（Ｒ４年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２－２　開催回数（Ｒ４年度）　　　　回２－３　開催月（Ｒ４年度）　　　　　年　　月３　　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第33条の2準用）サービス基準条例第95条（第34条の2準用） |
| 31　定員の遵守 | 　指定障害福祉サービス事業者は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行っていないか。　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第69条準用）サービス基準条例第95条（第71条準用） |
| 32　非常災害対策［関係書類］・運営規程・消防計画等・防災訓練記録 | １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。２　非常災害に関する具体的計画　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。３　関係機関への通報及び連携体制の整備火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　事業者は、２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否２．避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）３．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第70条準用）サービス基準条例第95条（第72条準用） |
| 33　衛生管理等[関係資料]・感染対策委員会開催の記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修の実施に関する記録・訓練の実施に関する記録 | １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべき。２　このほか、次の点に留意するものとする。ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。（令和６年３月31日までの間は努力義務）２　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の(1)～(3)に掲げる措置を講じているか。(1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研　修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。カ　指定生活介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否２．　適　・　否　・　該当なし措置の内容□　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施〔感染対策委員会〕○委員会の構成員□法人代表者□法人理事等□管理者、施設長□サービス管理責任者等□事務長□生活支援員等□医師、看護職員等□栄養士又は管理栄養士□その他（　　　　　　　　　　　　）　○感染対策担当者　職：　氏名：○感染対策委員会の開催回数・開催月　開催回数：　回　開催月：　　月〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕○指針への記載内容ア　平常時の対策□事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）□日常の支援にかかる感染対策□手洗いの基本□早期発見のための日常の観察項目）□その他（　　　　）イ　発生時の対応□発生状況の把握□感染拡大の防止□医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携□医療処置、行政への報告□その他（　　　　　　　　　　）〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修又は訓練〕○実施した研修又は訓練名（Ｒ４年度）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）○開催回数及び開催月（Ｒ４年度）開催回数：　　　　回開催月：　　　年　　月 | サービス基準省令第90条サービス基準条例第92条 |
| 34　協力医療機関［関係書類］・契約書・協定書等 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。※協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましい。 | 協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第91条サービス基準条例第93条 |
| 35　掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業所の見やすい場所･･･重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所２　従業者の勤務体制･･･職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。　３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況□　協力医療機関、協力歯科医療機関　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第92条サービス基準条例第94条 |
| 36　身体拘束等の禁止［関係書類］・身体拘束等ガイドライン・会議記録等・個別支援計画・個人別記録・同意書・身体拘束適正化検討委員会の開催記録等・身体拘束等の適正化のための指針・身体拘束等の適正化のための研修の実施状況が分かる書類 | １　事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）（１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。（２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。（３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。（４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。（５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。２　「身体拘束等の適正化のための指針」指針には次のような項目を盛り込む。ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修（１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。（２）当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。（３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．身体拘束の有無：　有　：　無２．記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）３．措置の内容□　身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底□　身体拘束等の適正化のための指針の整備□　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 | サービス基準省令第93条（第35条の2準用）サービス基準条例第95条（第36条の2準用） |
| 37　地域との連携　　等［関係書類］・交流の記録等 | 　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | サービス基準省令第93条（第74条準用）サービス基準条例第95条（第76条準用） |
| 38　秘密保持［関係書類］・雇用契約書・誓約書・就業規則等・個人情報保護規程・同意書 | １　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。３　他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第36条準用）サービス基準条例第95条（第37条準用） |
| 39　情報の提供等［関係書類］・重要事項説明書・広告例（チラシ等） | １　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　２　当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第37条準用）サービス基準条例第95条（第38条準用） |
| 40　利益供与等の禁止 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利を収受していないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第38条準用）サービス基準条例第95条（第39条準用） |
| 41　苦情解決［関係書類］・苦情解決処理規定・苦情受付簿等・苦情に関する記録・重要事項説明書・公表資料 | １　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することを行っているか。　２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③から⑤までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし　 | サービス基準省令第93条（第39条準用）サービス基準条例第95条（第40条準用） |
| 42　事故発生時の対応［関係書類］・事故に関する記録・事故対応マニュアル・ヒヤリ・ハット記録・損害賠償保険証書・職員会議録 | １　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　２　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。２　このほか、次の点に留意する。①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １－１．事故の発生件数事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件　うち県への報告件数（前年度）　　　件（今年度）　　　　件１－２．事業者の取組状況□ 緊急連絡網の作成□ AEDの設置□ 救命講習等の受講２．　適　・　否　・　該当なし３－１．損害賠償保険への加入：　有　・　無３－２．損害賠償を行った件数（前年度）　　　件（今年度）　　　　件 | サービス基準省令第93条（第40条準用）サービス基準条例第95条（第41条準用） |
| 43　虐待の防止［関係書類］・虐待防止委員会の開催記録・虐待防止のための研修計画・復命書・虐待防止ガイドライン等 | 　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(1)　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　虐待防止委員会の役割（１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）（２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）（３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 　措置の状況（Ｒ４年度）□　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□　虐待の防止のための研修の実施□　措置を適切に実施するための担当者の配置 | サービス基準省令第98条（第40条の2準用）サービス基準条例第95条（第41条の2準用） |
| 44　会計の区分［関係書類］・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類）） | 実施する障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。　 | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第41条準用）サービス基準条例第95条（第42条準用） |
| 45　記録の整備［関係書類］・出勤簿等・設備備品一覧・会計書類・個人別記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。２　以下の記録を整備しているか。1. 個別支援計画
2. サービスの提供の記録
3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
4. 身体拘束等の記録
5. 苦情の内容等の記録
6. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．整備状況　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２及び３．整備状況及び保存年数　□　個別支援計画（　年）　□　サービス提供の記録（　年）　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　年）　□　身体拘束等の記録（　年）　□　苦情の内容等の記録（　年）　□　事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　年） | サービス基準省令第93条（第75条準用）サービス基準条例第95条（第77条準用） |

| 第４　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
|  | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日の一月前までにその旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし　変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名及び住所□　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容□　連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称【就労移行支援のみ】□　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係る事項２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |
| 46　電磁的記録等［関係書類］電子的記録簿冊 | １－１　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（省令第10条第1項（第93条及び第93条の5において準用）、第14条（第93条及び第93条の5において準用）及び２に規定するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っているか。 １－２　電子的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者及びその従業者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法③　その他、指定障害福祉サービス基準第224 条、指定障害者支援施設基準第57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号。以下「地域相談支援基準」という。）第46 条及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第28 号。以下「計画相談支援基準」という。）第31 条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、①及び②に準じた方法によること。④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。２　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行っているか。 ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の市手形の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。1. 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。

ア　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第９条、指定障害者支援施設基準第７条、地域相談支援基準第５条及び計画相談支援基準第５条（以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。）第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。a　電子情報処理組織を使用する方法のうち（a）又は(ｂ)に掲げるもの(ａ) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(ｂ)　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）b　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。ウ　アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。エ　事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。a　アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するものb　ファイルへの記録の方式オ　エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。③電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。④　その他、電磁的記録等に係る条項第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、㈠から㈢までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | １－１．①　作成、保存の実施の有無　　有　・　無②作成、保存の内容１－２．　適　・　否２．交付方法 | サービス基準省令第224条サービス基準条例第211条 |

| 第５　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 共通事項［関係書類］・サービス提供実績記録票・介護給付費・訓練等給付費等明細書・個別支援計画・個人別記録・受給者証 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第５により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。２　端数処理加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てとする。　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護２ 時間30分以上３ 時間未満で813 単位）・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%813×0.70＝569.1 → 569 単位・基礎研修課程修了者で深夜の場合569×1.5＝853.5 → 854 単位※813×0.70×1.5＝853.65として四捨五入するのではない。３　障害福祉サービス種類相互の算定関係特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費を算定していないか。※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。４　減算の取扱サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じているか。（１）定員超過の場合次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70ア　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）1. 利用定員50人以下の事業所等

利用定員の数に100分の150を乗じた数を超える場合1. 利用定員51人以上の事業所等

利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合イ　過去３ヶ月間の利用者の数の平均値が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）1. 利用定員が11人以下の事業所等

利用定員の数に３を加えた数を超える場合1. 利用定員が11人以上の事業所等

利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合　　　※多機能型事業所等における定員超過利用減算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　複数のサービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。　　　（例１）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）の　　　　　　　1日当たりの実績による受入れ可能人数　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×150％＝30人、自立訓練（生活）：10人×150％＝15人、　　　　　　　　　就労継続Ｂ ：10人×150％＝15人　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。　　　　　　　　生活介護：30人、生活訓練：15人、就労継続Ｂ：15人　　　（例２）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）、月の開所日数が22日　　　　　　　の場合の過去3ヶ月の利用実績によるによる受入れ可能人数　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×22日×3月＝1,320人×125％＝1,650人　　　　　　　　　自立訓練（生活）：10人×22日×3月＝ 660人×125％＝ 825人　　　　　　　　　就労継続Ｂ　　 ：10人×22日×3月＝　660人×125％＝　825人　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。　　　　　　　　生活介護：1,650人、自立訓練（生活）：825人、就労継続Ｂ：825人※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者（２）人員欠如の場合　(共生型生活介護を除く)　ア　**生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士**、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について□減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。□減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。イ　サービス管理責任者の人員欠如について　□減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。□減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（３）個別支援計画が作成されていない場合□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算　　　ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。（４）身体拘束等の取組が適切に行われていない場合□　利用者全員について、１日につき５単位を減算以下のいずれかに該当する場合減算となる。1. やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合
2. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
4. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施していない場合

※(2)から(4)については、令和５年３月31日までの間は、該当する場合であっても減算しない。（５）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　　　　複数の減算事由に該当する場合は、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。５．その他注意事項（１）日中活動サービスのサービス提供時間　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。（２）加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。　　　　・６月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、知事が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。（３）定員規模別単価の取扱い　　　①　療養介護、**生活介護**、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。６　福祉・介護職員処遇改善加算厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（44／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（32／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（18／1000）【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、令和４年３月18日障障発0318第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（14／1000）【加算要件】　配置要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件の全てを満たすこと。　　　　　　　　※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。　　　　　　　　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（13／1000）【加算要件】　　処遇改善加算要件、職場環境要件の全てを満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、令和４年３月18日障障発0318第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４－（１）．　適　・　否　・　該当なし４－（２）．　適　・　否　・　該当なし４－（３）．　適　・　否　・　該当なし４－（４）．　適　・　否　・　該当なし４－（５）．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）７　　適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示第一報酬告示第二報酬告示別表各号報酬告示別表各号 |
| １　生活介護サービス費 | １　指定生活介護事業所等又は指定障害者支援施設において、次の(1)～(4)のいずれかに該当する利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。　※対象者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(1)　施設入所者のうち、区分４（50歳以上の者にあっては区分３）以上に該当するもの　(2)　施設入所者以外の者のうち、区分３（50歳以上の者にあっては区分２）以上に該当するもの(3)　経過措置利用者（特定旧法指定施設に入所している者）で、現に利用している者又は再度利用する者　(4)　５５６告示二号～五号のいずれかに該当する者ア　生活介護サービス費上記対象者(1)～(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。　※多機能事業所における利用定員の数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用定員について、多機能型事業所の場合は一体的に事業を行う多機能型事業の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを実施している障害者支援施設の場合は、昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。イ　共生型生活介護サービス費(1)共生型生活介護サービス費（Ⅰ）指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日に月所定単位数を算定しているか。(2)共生型生活介護サービス費（Ⅱ）指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ウ　経過的生活介護サービス費別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等が行った場合に、利用定員に応じ、令和４年３月31日までの間、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準第１のそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じた単位数を算定しているか。２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。３　利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100 分の50 以上に該当する場合100分の70に相当する単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「利用時間」とは、前３月において利用者が当該指定生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。1. 「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。

(2)　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。　　　なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっは、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。(3)　単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。４　運営規程に定める営業時間が、4時間未満の場合は所定単位数の50／100、４時間以上６時間未満の場合は所定単位数の70／100に相当する単位数を算定しているか。　※３及び４の双方の減算事由に該当する場合の取扱　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。　　減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う５　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等においては、所定単位数の991／1000が算定されているか。６　医師が配置されてない場合は、１日につき12単位を減算しているか７　指定障害福祉サービス基準に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 | １．算定状況ア　生活介護サービス費(1) 利用定員が20人以下□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,288単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 964単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 669単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 599単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 546単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,147単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 853単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 585単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 524単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 476単位】　(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,108単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 820単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 562単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 496単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 453単位】　(4) 利用定員が61人以上80人以下□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,052単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 785単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 543単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 487単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 439単位】　(5) 利用定員が81人以上□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,039単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 774単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 541単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 484単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 434単位】イ　共生型生活介護サービス費□　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　 【 693単位】□　共生型生活介護サービス費（Ⅱ） 【 854単位】ウ　□　経過的生活介護サービス費２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし医師（嘱託医）の配置の有無　　　　有　・　無７．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の1 |
| ２　人員配置体制加算 | １　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。　ア　人員配置体制加算（Ⅰ）…（1.7：1）に該当 　以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。※施設基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等（看護職員、作業療法士、理学療法士、生活支援員）の員数が、前年度の利用者数の平均値を１．７で除して得た数以上であること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。１　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が生活介護の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
2. 「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。
3. 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

イ　人員配置体制加算（Ⅱ）…（2：1）に該当以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。※施設基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。１　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者数の合計数の100分の50以上であること。
2. 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。

２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。
2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を２で除して得た数以上であること。

ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）…（2.5：1）に該当以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。※施設基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。１　指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等で生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。２　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。※人員配置体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（第556号告示）は除く。）につき算定することとする。２　新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障がい福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　人員配置体制加算（Ⅰ）　□　利用定員が20人以下　　　　 　【265単位】　　　□　利用定員が21人以上60人以下　【212単位】 　□　利用定員が61人以上　　　　 　【197単位】 　イ　人員配置体制加算（Ⅱ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 【181単位】　□　利用定員が21人以上60人以下　【136単位】　□　利用定員が61人以上　　　　 　【125単位】 ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 【 51単位】　　　　□　利用定員が21人以上60人以下　【 38単位】 　□　利用定員が61人以上　　　　 　【 33単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の2 |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | 　生活支援員又は共生型生活介護従業者の配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合　　(1)生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。　　(2)生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | 報酬告示別表第6の3 |
| ４　常勤看護職員等配置加算 | 　看護職員の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定ているか。ただし、生活介護サービス費の定員超過減算又は人員欠如減算に該当する場合は算定不可。ア　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を、常勤換算方法で１人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を提供した場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している場合は、算定不可。イ　常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）看護職員を、常勤換算方法で２人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）に対して指定生活介護等を行った場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合は、算定不可。ウ　常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）看護職員を、常勤換算方法で３人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所において、２人以上の別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）に対してサービスを提供した場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。※ア～ウについては、定員超過減算に該当する場合は、算定不可。 | 　　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)　□　利用定員が20人以下　　　　　　【28単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　 【19単位】　□　利用定員が41人以上60人以下 　【11単位】　□　利用定員が61人以上80人以下 　【 8単位】　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】イ　常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）　□　利用定員が20人以下　　　　　　【56単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　 【38単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　 【22単位】　□　利用定員が61人以上80人以下 　【16単位】　□　利用定員が81人以上　　　　　　【12単位】ウ　常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)　□　利用定員が20人以下　　　　　　【84単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　 【57単位】　□　利用定員が41人以上60人以下 　【33単位】　□　利用定員が61人以上80人以下 　【24単位】　□　利用定員が81人以上　　　　　　【18単位】 | 報酬告示別表第6の3の2 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 　視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者２　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1) 視覚障がい　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし* 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】
 | 報酬告示別表第6の4 |
| ６　初期加算 | 　指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 　適　・　否　・　該当なし* 初期加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第6の5 |
| ７　訪問支援特別加算 | 　指定生活介護事業所等において継続してサービスを利用する利用者が、連続して５日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置づけられた内容の指定生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。　ア　所要時間1時間未満の場合　イ　所要時間1時間以上の場合　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る生活介護計画の見直し等の支援をいう。３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は生活介護の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | 報酬告示別表第6の6 |
| ８　欠席時対応加算［関係書類］・連絡調整、当該利用者の状況確認、相談援助に係る記録 | 　通所による指定生活介護等利用者が、生活介護の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合、従業者が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き生活介護の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 　適　・　否　・　該当なし* 欠席時対応加算　【94単位】
 | 報酬告示別表第6の7 |
| ９　重度障害者支援加算 | １　以下の体制要件に適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　　人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が２人以上利用しているものとして県へ届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算する。イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えているとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等事業所等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。　ただし、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　実践研修修者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に、体制の評価として加算を算定。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。２　利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」という。）を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。３　体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。４　個別の支援の評価については、基礎研修修了者１人の配置につき利用者５人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として４時間程度は従事する必要があることに留意すること。 ５　重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。６　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できない。２　重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している指定生活介護事業所等において、指定生活介護事業所等に配置される人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を1以上配置している指定生活介護事業所等において、基礎研修修了者が認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10 点以上に該当する利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき180単位を加算しているか。ただし、当該厚生労働大臣が定める者１人当たりの利用者の数が５を超える場合には、５を超える数については、加算不可。３　重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし

算定状況□　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　【50単位】□　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　【 7単位】２．　適　・　否　・　該当なし【追加180単位】1. 適　・　否　・　該当なし

【追加500単位】 | 報酬告示別表第6の7の2 |
| 10　リハビリテーション加算 | ア　リハビリテーション加算（Ⅰ）　　次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。(1)　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。(2)　リハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。(3)　リハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、見直していること。(4)　障害者支援施設に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。(5)　(4)以外の利用者については、事業所が必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。イ　リハビリテーション加算（Ⅱ）　　アの(1)から(5)までのいずれも満たすものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、アに規定する障がい者以外の障がい者であって、リハビリテーション計画がされているものに対して指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。２　３により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。３　リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | 報酬告示別表第6の8 |
| 11　利用者負担上限管理加算 | 　指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 　適　・　否　・　該当なし* 利用者負担上限管理加算　【150単位】
 | 報酬告示別表第6の9 |
| 12　食事提供体制加算 | 　指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。※低所得者等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）　４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。 | 　適　・　否　・　該当なし* 食事提供体制加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第6の10 |
| 13　延長支援加　　算 | 以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業者等において、通所による利用者に対して、生活介護等計画に基づき、営業時間の前後に指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。(1)運営規程に定める営業時間が8時間以上であること。(2)営業時間の前後の時間(延長時間)に指定生活介護を行うこと(3)延長時間帯に直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していること　□　延長1時間未満　□　延長1時間以上　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まない。２　個々の利用者実利用時間は問わない。例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。３　延長時間帯に、障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１名以上配置していること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　延長1時間未満　【61単位】　□　延長1時間以上　【92単位】　 | 報酬告示別表第6の11 |
| 14　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。　ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)　②週３回以上の送迎を行っている。２　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上あるものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、送迎を行った場合、さらに片道につき28単位を加算しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。３　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．適　・　否　・　該当なし算定状況　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】２．　適　・　否　・　該当なし【片道28単位】３．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の12 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)の支援を行い、その内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定生活介護事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合(ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整(ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議(ⅲ)　利用者に対する相談援助ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　　　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。　　２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。　２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】２．　適　・　否　・　該当なし【追加50単位】 | 報酬告示別表第6の13 |
| 16　就労移行支援体制加算 | 　指定生活介護等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき、当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において　　労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。　２　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　利用定員が20人以下　　　　　　【42単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　 【18単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　 【10単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　 【 7単位】　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】 | 報酬告示別表第6の13の2 |